

令和7年度アイドリングストップ支援機器等導入促進助成実施要綱

一般社団法人 埼玉県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)の定めたアイドリングストップ支援機器交付要綱に基づき、一般社団法人埼玉県トラック協会(以下「埼ト協」という。)は、アイドリングストップの励行を支援するため、エアヒータ、車載バッテリー式冷房装置又は蓄冷式冷房装置等のアイドリングストップ支援機器を導入した会員事業者に対する導入助成を行い、もって地球環境づくりに貢献するものとする。

(助成対象)

第2条 本要綱に定める助成対象とするアイドリングストップ支援機器は、トラックドライバーが休憩・荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して、使用可能な車載用冷暖房用機器で新たに購入(中古品は不可)した、次に掲げるものとする。

(1)エアヒータ

(2)車載バッテリー式冷房装置又は蓄冷式冷房装置

2 対象期間は令和7年3月1日から令和8年2月末日までに事業を完了(装置装着及び支払い又はリース契約、割賦販売契約)したものとする。

但し、令和7年3月1日から令和7年3月31日に事業を完了した場合又は全ト協の交付限度額に達した場合、全ト協の指定機器以外の場合は、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している事業者限り、埼ト協分を助成の対象とする。

なお、届出していない事業者については、全ト協指定機器のみ全ト協の予算の範囲内で助成する。

(助成金額)

第3条 エアヒータの助成金は、取得価格の1/2に相当する額(1,000円未満切り捨て)、但し6万円を上限とする。

3 車載バッテリー式冷房装置又は蓄冷式冷房装置の助成額は、取得価格の1/2に相当する額を、但し6万円を上限とする。

4 前項の取得価格には機器本体価格の他、部品、付属品の費用を含むものとする。取付け工賃、消費税は含めない。

5 但し、2と3について国から補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。

(助成台数)

第4条 1会員に対する助成については、次に定めるものとする。

エアヒータ、車載バッテリー式冷房装置又は蓄冷式冷房装置は、合せて1会員6基までとする。

(助成数)

第5条 本年度における助成の助成数は、予算の範囲内とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金を受けようとする会員は、様式2を埼ト協に提出するものとする。

2 申請書等を提出する際には、埼ト協で定める書類を添付するものとする。

(申請期間)

第7条 前条で定める申請期間は、令和7年4月1日から令和8年3月6日までとする。但し、期間中であっても、前条に定める助成予定数に達したときは、受付を締め切ることができる。

(交付方法)

第8条 埼玉協は、前条により申請があった場合には、申請書に従い金融機関に遅滞なく入金するものとする。

(助成金の返還)

第9条 埼玉協は、交付対象となったエアヒータ及び冷房装置について、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、当該装置に係る助成金の交付の全部又は一部を取り消すものとする。また、すでに会員又はリース会社に交付されている場合には、埼玉協は期限を決めて会員又はリース会社にその返還を求めることができる。

- 1 会員が、装置装着の日から起算して6年以内に、装置を譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供したとき。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。
- 2 会員が、装置装着の日から起算して6年以内に、装置の使用拠点を県外に移転したとき。
- 3 会員が、装置装着の日から起算して6年以内に、埼玉協を退会したとき。
- 4 会員が、会費を滞納したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附則)

本要綱は、令和7年4月1日より適用する。